

(別紙)

長野県知事指定伝統的工芸品の新規指定候補の募集について

所定様式の取得を含め、あらかじめお近くの地域振興局へご相談ください。

1 必要書類等

◇指定要件を証明する書類◇

指定要件	補足事項	必要書類等
(1) 主として日常生活の用に供されるものであること。		事前調査シート、概要書
(2) 製造過程の主要部分が手工業であること。		工程ごとの写真
(3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。	「伝統的」とは、原則として当該工芸品を製造する技術又は技法が概ね50年以上の歴史を有していること。	① 50年以上前から使用・製造していたことが証明できる書物のコピー(例:文献、新聞・雑誌等の記事、記念誌等のいずれか1つ以上)
(4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。	「伝統的」とは、主たる原材料が概ね50年以上継続的に使用されていること。	② 原材料の写真
(5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。	① 当該工芸品を製造する事業者が2者以上であること。 ② 過去に産地を形成していたが、時代の変化等により団体を形成することができなくなった場合で、かつ法人又は個人が12年以上継続して製造している場合は、要綱第4第2項の特別な事情に該当し、1事業者でも申出が可能とする。 ※「12年以上」とは上記(3)の「50年以上」の内数。	① 団体または事業者ごとの事業計画書、登記簿または定款、製造にかかわる従事者名簿 ② 特別な事情に該当する場合は、①の書類に加え、過去に産地、団体を構成していたことがわかる客観的資料、12年以上製造していることがわかる客観的資料、直近1期分決算書(会計報告書)及び市町村・識者による証明書(任意様式)を添付すること。

◇申出者(指定申出団体)の条件を証明する書類◇

長野県	必要書類等
製造に従事している者が以下のいずれかに該当すること ① 当該工芸品を製造する事業者が2者以上であること。 ② 法人又は個人が12年以上継続して製造している場合は、特別な事情に該当するとし、1事業者でも申出が可能とする。(※「12年以上」とは上記(3)の「50年以上」の内数)	① 団体または事業者ごとの事業計画書、登記簿または定款、製造にかかわる従事者名簿 ② 特別な事情に該当する場合は、①の書類に加え、過去に産地、団体を構成していたことがわかる客観的資料、12年以上製造していることがわかる客観的資料、直近1期分決算書(会計報告書)及び市町村・識者による証明書(任意様式)を添付すること。

【留意事項】

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年5月25日法律第57号)に基づき経済産業大臣の指定を受けている伝統的工芸品については、県伝統的工芸品として指定は行いません。
- (2) 指定を受けている県伝統的工芸品については、新たに別の名称で指定は行いません。

(別紙)

2 問合せ先

担 当 課		住 所	電 話
佐久	商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158
上田	商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7140
諏訪	商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-57-2922
上伊那	商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6829
南信州	商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432
木曾	商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228
松本	商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1933
北アルプス	商工観光課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6523
長野	商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9528
北信	商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219
県庁産業技術課		〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7133

